

令和5年4月25日

保護者様

笠間市立友部中学校長 石井 健

### いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

新緑の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動についてご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

標記の件について、本校の取組にご理解いただきご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 いじめの定義について

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

#### 2 友部中学校いじめ防止基本方針

ホームページに記載されております。ご覧になってください。

#### 3 いじめの未然防止の取組について

- (1) いじめの調査は、アンケートで年3回実施します。また、教育相談による聞き取り調査を3回行います。また、気になることがありましたら、遠慮なさらず学校にご連絡ください。（いじめ防止対策委員会担当根本教頭、石川生徒指導主事）
- (2) 本校職員以外でもスクールカウンセラー、教育支援員、スクールソーシャルワーカーもいじめに対する相談体制を整えております。

#### 4 いじめに関する具体的な対応について

- (1) 毎月1回、いじめ防止対策委員会を開催し各学級からの状況報告を確認し、委員会全体でいじめの実態を把握します。構成員（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、各学年主任、（その他校長が必要と認めた者）
- (2) いじめの相談があった時は、緊急に関係職員を集め臨時に委員会を開催します。
- (3) 速やかにいじめの事実の有無を確認しいじめ防止対策委員会へ報告し、その後関係保護者にもいじめの実態について報告をいたします。
- (4) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、解消後3か月はいじめ防止対策委員会で状況を報告しながら見守り、支援します。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは直ちに警察に相談、通報を行い適切な援助を求めいきます。または重大事態については市教育委員会や関係機関と連携して対処します。